

南信州ナビバナー広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、株式会社南信州観光公社（以下「運営主体」という。）が運営する飯田市及び下伊那郡の区域に係る観光ポータルサイト南信州ナビに運営主体が運営主体以外の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告」とは、特定のもの又は事業について宣伝する内容の電磁的記録による文字列又は画像で、特定のウェブサイトへリンクする機能を有するものを含むものをいう。

(広告の掲載)

第3条 運営主体は、南信州ナビへの広告掲載の申込みを受けた場合において、当該申込みについて審査及び決定を行った後、広告を掲載する。

(広告を掲載できるもの)

第4条 運営主体に広告掲載の申込みを行い、南信州ナビに広告を掲載されることができないものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次のいずれかの区域に住所又は事業所を有する団体又は個人であること。

ア 飯田市

イ 下伊那郡

(2) 広告を掲載することにより飯田市及び下伊那郡双方を含む区域における観光産業その他の産業の振興又は地域の活性化についての貢献が期待できるとして運営主体が特に認めたもの。

(同時に掲載する広告の数)

第5条 南信州ナビに同時に掲載する広告の数の上限は5とする。ただし、運営主体が必要と認めるときは臨時にこれを変更することができる。

(広告を掲載する位置等)

第6条 南信州ナビにおいて広告を掲載する場所の位置及び大きさは運営主体が決定する。

2 一の広告の掲載を希望するものについて同時に掲載する広告の数は1を超えないものとする。

(広告を掲載する期間)

第7条 広告を掲載する期間は、一の広告につき1月を単位とし、最長で12月とする。

2 広告を掲載する日及び広告の掲載を終了する日は、広告の掲載を希望するもの（以下「広告掲載希望者」という。）が掲載を希望する期間の範囲内で、かつ、掲載期間が12月を超えることとならないよう運営主体が定める。

3 前項の規定は、掲載期間の終了後に同一の広告を再度掲載する申込みをすることを妨げない。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、南信州ナビ広告掲載申込書（別記様式）に、必要な事項を記載し、運営主体に提出することにより申し込むものとする。

2 前項の規定によるもののほか、南信州ナビへの広告の掲載の申込みは、南信州ナビを通じて必要事項及び次条第1号のデータを運営主体に送信することにより行うことができる。

3 同時に2以上の広告について掲載を申し込むことはできない。

4 広告掲載希望者は、広告を掲載すること及び広告の内容が次のいずれの者の権利も侵害しないことを、運営主体に対して保証して申込みを行わなければならない。

(1) 株式会社南信州観光公社

(2) 前1号に掲げる者及び広告掲載希望者のいずれにも該当しない者

(添付書類)

第9条 前条の規定により広告の掲載の申込みを行うときは、運営主体が不要と判断する場合を除き、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものを添付するものとする。

(1) 画像による広告の掲載を希望する場合 当該掲載を希望する広告のデータ（南信州ナビに掲載可能な電磁的記録をいう。以下単に「データ」という。）

(2) 広告掲載希望者が事業を営むものである場合 事業の概要が分かる書類

(3) 広告掲載者が営む事業の種類が資格又は免許を必要とする業種である場合 当該資格又は免許を有することを証明する書類

2 前項第1号のデータの作成に係る費用は、広告掲載希望者が負担する。

(広告の規格及び内容)

第10条 前2条の規定により運営主体に提出し、又は送信する画像による広告の規格又は内容は、次の各号に掲げる規定にすべて該当するものとする。

(1) 縦の長さが80ピクセルであること。

(2) 横の長さが325ピクセルであること。

(3) GIF形式又はJPEG形式で記録されたものであること。

(4) アニメーション効果を利用しないものであること。

(広告掲載の審査、決定等)

第11条 前3条の規定による掲載の申込みがあったときは、運営主体は掲載を行うことが適当か否かについて審査を行い、当該申込みを承諾するか否かを決定する。

2 運営主体は、次の各号のいずれかに該当すると認めた広告については、掲載の申込みを承諾しない。

(1) 広告掲載希望者が第4条の規定に適合しないものであること。

(2) 当該申込みを承諾すると第5条の規定に反することとなるもの又は第8条第3項の規定に反することとなるものであること。

- (3) 広告の規格又は内容が前条の規定に適合しないものであること。
- (4) 広告の内容又はそのリンク先のウェブサイトが次のいずれかに該当するものであること。
- ア 南信州ナビの社会的又は物理的機能に支障を生じさせるもの
 - イ 犯罪に加担し、若しくは犯罪を助長するもの又はそれらに該当するおそれがあるもの
 - ウ 公序良俗に反するもの又はそれに該当するおそれがあるもの
 - エ 政治活動又は宗教活動に関与するもの
 - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業に関するもの
 - カ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業に関するもの
 - キ 内容が事実と反する表記を含み、又は誇大であるもの
 - ク 株式会社南信州観光公が広告の内容を推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
 - ケ 第 8 条第 4 項各号に規定する者のいずれかに損害を与えるもの又はそのおそれのあるもの
 - コ その他の事由により南信州ナビに掲載することが適当でないもの
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第 1 号イに該当しないが特に運営主体において掲載すべきと認められるものについては、運営主体は掲載の申込みを承諾するものとする。
（広告掲載の決定の方法等）
- 第 12 条 運営主体は、前条第 2 項の規定に該当しない広告の掲載の申込みの数が募集した数を超えたときは、申込みを早期に受付けた順により掲載する広告を決定する。
- 2 運営主体は、前項の規定にかかわらず、ほかに優先して掲載すべきと認める広告については、当該広告を優先して掲載する決定をすることができる。
（承諾又は不承諾の通知）
- 第 13 条 運営主体は、広告の申込みについて承諾する旨の決定をしたときは、書面により次の内容を申込者に通知する。
- (1) 掲載を承諾した旨
 - (2) 掲載する期間
 - (3) 広告掲載料(第 15 条の規定により納付すべき金員をいう。)の額及び納付期限
- 2 運営主体は、広告の申込みを承諾しない旨の決定をしたときは、書面に次の内容を記載して申込者に通知する。
- (1) 掲載を承諾しない旨
 - (2) 掲載を承諾しない理由
- （修正の勧奨）
- 第 14 条 運営主体は、掲載の申込みについて審査した場合において、必要があると認める

ときは、広告掲載希望者に期間を定めて申込みの内容又はデータを修正し、修正後の内容又はデータを提出することを求めるものとする。この場合において、修正を行った内容又はデータが定められた期間内に提出されたときは、運営主体は修正後のデータについて、前3条の規定による審査及び決定を行う。

(広告掲載料)

第15条 前3条の規定により広告の掲載の承諾を受けた広告掲載希望者（以下「広告主」という。）は、南信州ナビに広告を掲載されることの対価（以下「広告掲載料」という。）として、別表の左欄に掲げる掲載する月数の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める1月当たりの額を掲載の承認を受けた月数に乗じて得た額の金員を運営主体に支払わなければならない。

- 2 広告を掲載する期間が1月に満たないときの広告掲載料は1月の額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、広告主が株式会社南信州観光公の会員であると運営主体が認める場合は、現に広告主が株式会社南信州観光公に納付すべき会費について滞納がないときに限り、広告を掲載する月1月当たり 3,000 円を株式会社南信州観光公が負担することとし、広告主は第1項の規定により支払うべき金額から株式会社南信州観光公が負担する額を控除した額を運営主体に支払うものとする。

- 4 広告掲載料は、運営主体が指定する期日までに全額を納付しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第16条 運営主体は、次のいずれかに該当する場合は、広告の掲載前又は掲載期間中において、広告主に対し何ら知らせることなく、広告の掲載を中止し、又は掲載の承諾を取り消すことができる。

- (1) 広告若しくは広告主が第11条第2項第1号、第2号若しくは第3号のいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことを運営主体が認知した場合
- (2) 広告主が前条の規定に反した場合
- (3) その他運営主体が必要と認めた場合

- 2 前項の規定による掲載の中止又は掲載の承諾の取消しにより、広告主に損害が生じても、運営主体はその賠償の責めを負わない。

(広告掲載の取下げ)

第17条 広告主は自己の都合により、広告の掲載を中止することができる。

- 2 前項の規定により広告の掲載を中止するときは、広告主は書面を提出することにより運営主体に申し出なければならない。
- 3 前2項の規定により広告の掲載が中止された場合は、運営主体は既に納付された広告掲載料を返還しない。

(広告掲載料の返還)

第18条 既に納付のあった広告掲載料は、次項に規定する場合を除き返還しない。

- 2 運営主体が、運営主体の都合又は広告主の責によらない事由により、広告の掲載を中

止し、広告の掲載の承諾を取り消し、又は掲載を承諾した広告を掲載しなかった場合で、既に納付のあった広告掲載料があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する額を当該広告主に返還する。

- (1) 広告の掲載が開始される前に承諾を取り消した場合 納付済みの広告掲載料の全額
- (2) 広告の掲載期間中に掲載を中止した場合 納付済みの広告掲載料を掲載予定期間の月数で除した金額に、広告の掲載をしなかった月数（当該月数が1月未満となるときは切り捨てる。）を乗じて得た金額

3 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告主の責務）

第19条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主に帰するものとする。

2 広告の掲載により、第8条第4項各号に規定する者のいずれかに損害が生じた場合は、広告主がその賠償の責めを負う。

3 前項に定めるもののほか、広告の掲載により、第8条第4項第3号に規定する者に損害を生じさせた場合で、当該者から株式会社南信州観光公社に対して損害賠償の請求があり、かつ、株式会社南信州観光公社のいずれかが当該賠償を行ったときは、広告主は、当該賠償額に相当する額の金員を当該賠償を行ったものに対して支払うものとする。

4 広告主は、広告のリンク先のウェブサイトに変更を行ったときは、当該変更が軽微であるときを除き、運営主体に報告するものとする。

（補則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、南信州ナビに広告を掲載することについて必要な事項は、運営主体が定める。

附則

この要綱は、令和2年8月27日から施行する。

別表（第15条関係）

広告掲載料

広告掲載料（税込）		
掲載する月数	1月当たりの額	南信州観光公社会員さま
1月又は2月	12,000円	9,000円
3月から5月まで	10,000円	7,000円
6月から8月まで	9,000円	6,000円
9月から11月まで	8,400円	5,400円
12月	8,000円	5,000円

（備考） 広告を掲載する期間が1月に満たないときの広告掲載料は1月の額とする。